

労働条件

Job

Q. 私は56歳の女性です。7月末で会社を退職することになりました。今は会社で健康保険と厚生年金に加入していますが、退職後はどのようにしたら良いでしょうか。夫は59歳で勤務先の社会保険に加入しています。

A. まず、健康保険ですが、今使っている健康保険証は、退職日まででは使えますが、翌日からは使用できません。退職日には事業主に返してください。退職後の健康保険については①夫の健康保険の被扶養者になる②任意継続健康保険に加入する③国民健康保険に加入する一の3通りの方法があります。

①は夫の会社から年金事務所へ手続きをしてもらいます。被扶養者になれば、介護保険料も含めて保険料を負担する必要はありません。ただし、月額3,611円を超える雇用保険の基本手当（通称失業保険）を受ける間は、被扶養者にはなりません。②は自分で健保協会へ申し込みをします。申し込み期限は、退職後20日以内です。保険料は全額負担（現在の保険料の2倍）になりますが、最高限度額は介護保険料を含めて32,424円

です。③は市町役場で手続きをします。

もし①を選んだ後に左記基本手当を受けはじめ、被扶養者から外れる期間は③になり、手当受給終了後に再度被扶養者になる手続きをします。

次に年金ですが、退職後は国民年金に加入することになります。

①の場合は第3号被保険者となり、保険料を負担することはありません。この手続きは、被扶養者になる手続きと一緒にできます。②の場合は自分で第3号被保険者の手続きを行います。どちらも月額3,611円を超える基本手当を受ける間は、第1号被保険者となって、保険料を負担することになります。③の場合は、国民健康保険申し込みと同時に役場で手続きをしてください。

愛媛県社会保険労務士会

㊤ 総合労働相談所

電話相談 月～金 16時～19時

（ただし、祝日、8/14～16、12/29～1/3は除く）

☎(907)4868

来所相談 月～金 17時まで

（予約制）